

中国「不法行為責任法」第 87 条 に関する考察⁽¹⁾

孟 祥 沛

- 一 はじめに
- 二 「不法行為責任法」第 87 条についての問題点
 - 1 補償義務を建築物の使用者に課すべきか
 - 2 証明責任の転換は適当か
 - 3 自己責任原則や代位責任に反しないか
 - 4 不法行為法の救済機能を濫用していないか
 - 5 物件損害責任に属しない内容を「物件損害責任」の条文に置いて定める
 - 6 第 85 条との矛盾はないか
 - 7 可能な加害者の範囲を主観的に認定する
- 三 私見
 - 1 建築物から墜落した物品により加えた損害
 - 2 建築物の中から放擲された物品により加えた損害
 - 3 被害者の救済
- 四 むすび

一 はじめに

近年以来の高層建築物の増加に従って、建築物（とくに区分建物）の中から投げ出された物品または建築物から墜落した物品により他人に損害を加える事件が中国ではときどき発生している。これらの場合、加害者が確定しないときに、誰が賠償責任を負うべきか、各地の裁判所の判決は一致していない。

(1) この論文について、研究環境を提供する広島大学大学院社会科学研究科、研究内容を指導する鳥谷部茂教授、研究基金を賛助する杉岡茂弁護士に謹んで謝意を表する。

【判例 1】：2001 年、重慶市の A さんは通りに面した高層建築物のそばの道で友人と話していた時、上から墜落した深皿の灰皿が頭部に衝突した。重傷のために、病院で人民幣 9 万元の医療費用がかかった。灰皿の所有者または灰皿を投げた人が確定しなかったので、A さんは事故発生地の通りに面した高層建築物の二階以上に住む 22 戸の住民を裁判所に訴えた。裁判所は、自己が不法行為者ではないことを証明できない 20 戸の住民が医薬費用、看護費用、仕事を遅滞させる補償費用など合わせて人民幣 17 万 8 千元の賠償責任を分担すると判決した。⁽²⁾ この判例は、建築物の使用者が不法行為損害賠償責任を負うことを認めた。

【判例 2】：2001 年、山東省済南市の B さんは、高層建築物の入り口で上から墜落したまな板が頭部に衝突し、死亡した。B さんの親族 C は当の高層建築物の二階以上に住む 15 戸の住民を裁判所に訴えて、人民幣 15 万 6 千元の賠償請求を提出した。裁判所は、まな板の所有者が確定できないとの理由によって原告 C さんの請求を却下した。⁽³⁾ この判例は、建築物の所有者または使用者が不法行為損害賠償責任を負わないことを認めた。

以上の二つの判例をめぐるいろいろな論争が引き起こされた。建築物の使用者が賠償責任を負うべきかどうか論争の焦点となっている。しかし、一致した結論が出ないままで、【判例 1】が採用した裁判所の判断が 2009 年に正式な法律として導入された。

2009 年 12 月 26 日中国第十一回全国人民代表大会常務委員会第十二回会議は『中華人民共和国不法行為責任法』⁽⁴⁾（以下「不法行為責任法」という）を可決した。この法律は、不法行為責任の一般規定、責任構成と責任方式、

(2) 賈桂茹、馬國穎「高空放擲物損害をどう解決すべきか」『北京青年報』2002 年 9 月 24 日 A 3 版。

(3) 中国中央テレビ放送局「今日説法」番組編制チーム『「今日説法」物語精選』②（2004 年、中国人民公安大学出版社）153 頁以下。

(4) 「不法行為責任法」は中国語で「侵權責任法」という。

責任免除と責任軽減の事由、責任主体に関する特別規定、製造物責任、自動車交通事故責任、医療損害責任、環境汚染責任、高度危険責任、飼育動物責任、物件損害責任、附則を合わせて 11 章の内容からなっている。日本民法のような統一の民法典が存在しない状況で、「不法行為責任法」は単行法として、不法行為損害事件の解決についてどのような役割を果たすか注目されている。

「不法行為責任法」第 85 条から第 91 条までは、第 11 章「物件損害責任」の内容である。その中で、第 87 条は「建築物の中から放擲された物品、または建築物から墜落した物品により、他人に損害を加えたときは、具体的不法行為者が確定し難く、かつ、自己が不法行為者ではないことを証明できない限り、加害原因となった建築物の使用者がこれを補償する」と定めている。この条文にいろいろな問題点が存在するので、再検討する必要があると考える。

二 「不法行為責任法」第 87 条についての問題点

1 補償義務を建築物の使用者に課すべきか

実は、「不法行為責任法」が可決される前に、第 87 条の内容について、中国全国人民代表大会常務委員会の法制工作委员会が公布した「不法行為法草案（第二審議稿）」は「建築物の中から放擲された物品、または建築物から墜落した物品により、他人に損害を加えたときは、具体的な不法行為者が確定し難く、かつ、自己が不法行為者ではないことを証明できない限り、加害原因となった建築物の使用者がこれを賠償する」と定めていた。この草案は補償義務ではなく、賠償責任を明確に規定した。

不法行為責任の原則としては、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。このことから分かるように、故意または過失に拘らず、作為または

不作為にも拘らず、他人の権利または利益を侵害する不法行為の存在は不法行為責任を追及することの不可欠の前提条件である。不法行為自体がなければ、不法行為責任は成立しないから、誰かに賠償責任を追及することはできない。だから、加害者が建築物から物品を投げて他人に損害を加えたとき、非加害者としての「建築物の使用者」には、具体的な不法行為が存在していないから、賠償責任を追及する根拠としては不十分だと思う。

その後、中国全国人民代表大会常務委員会の法制工作委員会は、学者または民間からの「不法行為責任法草案（第二審議稿）」についての意見を集めて、草案についていろいろな修正と補充を行なった。第三審議稿または正式の「不法行為責任法」が公布されたとき、第二審議稿の同条の「賠償」は「補償」に変更された。「補償義務は責任ではなく、狭義の義務である。この義務は、いわゆる公平責任原則の適用するものではない。補償義務は、違法性を前提にしていないし、反面の価値判断を含まないし、まるで社会の公平観念による道義義務のようである」⁽⁵⁾。そうすると、「不法行為責任法」第 87 条は、建築物の使用者の不法行為責任の代わりに、分担責任理論によって使用者の補償義務を規定していることになる。

しかし、建築物の中から放擲された物品により他人に損害を加えたとき、損害原因は加害者の放擲する行為にある。この加害行為または損害結果について、同建築物のほかの使用者は、あらかじめ予想することができないし、制止する義務と能力もないし、充分の注意義務を尽くしても損害の発生を防止できない。損害を受けた被害者を金銭で助けるかどうかは法律義務でも道義義務でもなく、建築物の使用者が自分の意思で決めることである。だから、「不法行為責任法」第 87 条の補償義務は前の草案第二審議稿が規定した賠償責任より軽いけれども、建築物の使用者に押し付けることはやはり無理だと

(5) 張新宝、宋志紅「不法行為法の補償における」『暨南学報（哲学社会科学版）』（2010 年）3 号 40 頁。

思う。

被害者の損害を填補するために、日本では補償制度が導入された。例えば、1973 年の「公害健康被害補償法」、1979 年の「医薬品副作用被害補償法」、1980 年の「犯罪被害者等給付金支給法」など不法行為的要素を含むもののほか、1947 年の「農業災害補償法」、1964 年の「漁業災害補償法」、1973 年の「災害弔慰金支給法律」など天災地変の事故による場合などもある。しかし、日本の補償制度は、国が被害者等に給付金を支給する制度である。そして、被害者の損害について補償責任を負うべき主体は国しかない。

中国「不法行為責任法」第 87 条の論理によるなら、いろいろな補償義務を「不法行為責任法」の中で定めるべきことになる。その論理によると、全ての民事損害について、具体的な不法行為者が確定し難く、かつ、自己が不法行為者ではないことを証明できない限り、加害原因となった人々がこれを補償する。例えば、人がバスの中で金を盗まれた場合、盗賊が見つからないときは、バスに乗る全員が被害者の損害を補償する。同様に、人が水泳プールの中で傷を受けた場合、加害者が確定し難いときは、水泳プールの中の全員が被害者の損害を補償する。⁽⁶⁾「不法行為責任法」は、建築物の中から放擲された物品または建築物から墜落した物品により他人に損害を加えたときにのみ、可能加害者の補償義務を規定しているから、同法による救済を受ける者と受けない者の間に不公平が生ずることは当然に予測しうるところである。

2 証明責任の転換は適当か

民事訴訟では、原則として自己に有利な法律効果の発生を求める者は、その法条の要件事実について証明責任を負うと考えられている。その例外は証明責任の転換である。

(6) 王竹「建築物からの放擲物または墜落物の損害における莫須有（あったかもしれない）補償責任の否定」（<http://www.yadian.cc/paper/76753/>）参照。

「証明責任の転換」とは、実体法の規定等によって一方の当事者が特定の事実について証明責任を負う場合に、特別規定や証明妨害の法理により反対事実について、挙証責任を負わない当事者に証明責任を負わせることをいう。「不法行為責任法」第 87 条によって、建築物の使用人は、自己が不法行為者ではないことを証明できない限り、被害者の損害を補償する。この条文はまさしく「証明責任の転換」原則を採用している。

民事訴訟の一般原則の例外として、「証明責任の転換」は、極めて特定の状況で採用される証明原則である。例えば、公害訴訟事件のように、訴訟当事者の証明能力が極めて不平等であるとき、証明責任は証明能力が弱い一方（被害者）から証明能力が強い一方（加害者）に転換する。ほかに、証明責任を負わない当事者が証明責任を負う当事者の立証を困難にすると、証明責任は証明責任のある当事者から証明責任を負わない当事者に転換する。

「不法行為責任法」第 87 条が規定する不法行為損害が発生した場合には、被害者は「誰が物品を建築物から放擲した加害者か」を証明することは困難であるが、建築物の使用人が「自己が不法行為者ではない」を証明することはさらに困難である。周知のように、「何か事情が発生したこと」を証明することは、「何か事情が発生しなかったこと」を証明することより、ずっと難しい。それに、建築物の使用人は被害者の立証を困難にする行為をしていない。だから、「不法行為責任法」第 87 条が、証明責任を負うべき一方（原告としての被害者）から、逆に証明することがさらに困難な別の一方（被告としての建築物の使用人）に転換するのは、明らかに不合理だと思う。

放擲された物品により損害を受けた被害者が加害者を見つけたとき、加害者は法定の不法行為責任者として、賠償責任を負わなければならない。しかし、もし加害者の賠償能力がなくなれば、被害者はやはり救済を受けない。被害者が加害者をみつけることができなかったとき、「不法行為責任法」第 87 条によって、加害原因となった建築物の使用人は、法定の補償義務者として、損害を補償しなければならない。真正の加害者は通常は一人だけである

が、建築物の利用者は 10 数戸から何十何百戸まで不定である。一人の賠償能力に比べると、何十何百戸の財力ははるかに強い。被害者は、何十何百戸の被告を訴えると、一人の加害者を訴えることより、救済を受けやすい。だから、被害者が自己利益を充分に守るために、むしろ何十何百戸の利用者に損害の救済を要求するが、真正の加害者を見つけようとはしない。そうすれば、被害者が真正な加害者を追及する意欲は下がる。不法行為法の根本目的は「加害行為の抑止・制裁」であるが、第 87 条の規定が逆に不法行為法の本来目的を実現する道の障害になることは本当に残念である。

3 自己責任原則や代位責任に反しないか

中国古代社会は長い間連座制度を採用していた。一人が罪を犯したとき、その家族さらに親戚と友達さえも相応の処罰を与えることは通常なやり方であった。しかし、近代以来、自己責任は法律の基本原則になっている。

自己責任とは、人は自己の行為またはそれにより他人に加えた損害だけに相応の責任を負う。自己責任原則によると、人は他人の責任即ち他人の不法行為によって発生した損害責任を負うことはない。

「不法行為責任法」第 85 条が規定する「所有者、管理者、または使用者」の不法行為責任は自己責任に属する。「所有者、管理者、または使用者」は、自己に関連する建築物、工作物またはその他の施設およびこれに設置され、またはこれに繋留された物について、保存、保養または管理など注意義務を負うべきである。この注意義務に違反したために他人に損害を加えたときは、「所有者、管理者、または使用者」が不法行為責任を負うのは当然のことである。不法行為は「作為の行為」と「不作為の行為」の二種類になっているが、「不法行為責任法」第 85 条が規定する「所有者、管理者、または使用者」の不法行為責任は「不作為の行為」による自己責任に属するわけである。

これと異なり、「不法行為責任法」第 87 条が規定する使用者の補償義務は自己責任に属しない。建築物の中から放擲された物品により、他人に損害を加えた場合に、加害者は一人だけである。同建築物のほかの利用者は不法行

為を決してやっていなかったから、加害者ではない。このような使用者が他人の加害行為のために賠償責任あるいは補償義務を無理に押し付けられることは、自己責任原則に違反する。

現代民法は、責任制度の完備のために、自己責任の例外として、代位責任を規定している。代位責任とは、人は法律または契約によって、自己と一定の関係がある他人の不法行為またはそれにより起こした損害につき責任を負う。代位責任は必ず法律の規定または契約上の合意が存在することを前提条件として認定する。そのうえ、代位責任の重要な特徴は、責任者と加害者との間に、特別な関係が存在している。例えば、民事行為無能力者、民事制限行為能力者が他人に損害を加えたとき、監督義務者が不法行為責任を負う理由は、責任者と加害者との間に監督関係が存在するからである。同じように、労務を提供する者が労務について他人に損害を加えたとき、使用者が不法行為責任を負う理由は、責任者（使用者）と加害者（被用者）との間に労働関係が存在するからである。

しかし、「不法行為責任法」第 87 条が規定する使用者の補償義務は代位責任の部類に入れることができない。使用者と加害者の間に特別な関係が存在していない。仮に真正の加害者が建築物の使用者であるならば、加害者とはかの使用者とが同一の建築物に住むことは偶然のできごとである。この関係は代位責任を負う特別な関係にならない。仮に真正の加害者が建築物の使用者でなかったならば、加害者と建築物の使用者の間には、特別な関係はさらに存在しない。だから、「不法行為責任法」第 87 条が規定する使用者の補償義務は代位責任に属しない。使用者が自己と関係ない他人のために補償義務を負うことは、合理的ではない。

4 不法行為法の救済機能を濫用していないか

「不法行為責任法」第 87 条の立法目的は、損害を受けた被害者を救済して社会の公平を実現することにある。しかし、この条文は被害者の利益を一方的に考えて、不法行為法の救済機能を濫用すると同時に恐らく新しい不公

平を引き起こすことになる。

周知のように、法律は万能ではない。現実の世界で発生した沢山の損害は法律手段を通じて救済を受けない。例えば、ある人は野外で歩いている時に落雷で亡くなった場合に、損害結果が確かに存在したが、賠償請求の対象が存在しなかったから、損害が不法行為法で救済を受けることは不可能である。「いかなる社会でも、損害があれば救済は必ずあるというわけではない。ある損害は救済を受けない。ある損害は保険で分担する。ある損害は加害者を見つけなければならない。加害者に過失があり、かつ、不法行為と損害結果の間に因果関係がある場合に、救済を受けることができる。これこそが不法行為責任法の中の救済である。」⁽⁷⁾

「不法行為責任法」第 87 条は、法律手段で弱者を救済して社会の公平を実現することを意図する。「使用者の補償義務を立法で認める法的基礎は、弱者に同情するという民法の基本的な立場にある上に、不法行為責任法の基本的な原則にもある。」⁽⁸⁾「いろいろな危険責任の事故の中で、被害者は不法行為者と比べるとほとんど弱者であるから、法律は単純に過失要件または因果関係など技術的な要求を満足させるために、無辜の被害者が救済を受けない結果を招来させることはできない。そうでなければ、うわべから見ると公平かもしれないが、実質上は著しい不公平である。」⁽⁹⁾

これでも分かるように、多くの人は被害者が弱者と考える。しかし、このような見方はただ個人の主観的判断にすぎないから、その理由は不充分である。そのうえ、一方で被害者の不利益を考えるのに、補償義務を負う「加害原因となった建築物の使用者」の不利益は考えないのであろうか。刑法の一般原則としては、何人も有罪と宣告されるまでは無罪と推定される。しかし、

(7) 楊立新、張新宝、姚輝『侵權法三人談』(2007 年、法律出版社) 135 頁。

(8) 楊立新『侵權責任法』(2010 年、法律出版社) 583 頁。

(9) 王利明「放擲物損害の責任」『政法論壇 (中国政法大学学報)』(2006 年) 6 号 31 頁。

「不法行為責任法」第 87 条によると、使用者は、自己が住む建築物の中から他人の放擲された物品により損害が発生したとき、まず「加害者」と推定されて補償義務を負わなければならない。補償義務を履行したくなければ、自己が不法行為者ではないことを証明するほかはない。法律の重要な機能は、法律によって自己行為の法律結果を明確に人に予期させることである。しかし、建築物の使用者が予想できない、または制止できない他人の不法行為のために補償義務を分担することは、法律の基本機能をも破壊する。何ら不法行為を決してやっていないのに補償義務を押し付けられるならば、ひとびとは不安の気持ちに陥るかもしれない。そうすれば、立法者は被害者一方の利益を守るために、さらに多くの人の利益を犠牲にし、一方の安定を維持するために、さらに多くの人の不安を引き起こすことになる。これから見ると、「不法行為責任法」第 87 条はその本来の立法目的にも違反する。

「不法行為責任法」第 87 条の規定は、近年以来人々の法律価値観の変化趨勢を体現している。即ち、不法行為責任の判断基準は、「責任分担理論」に基づいて、「誰かが賠償するべきか」より「誰か賠償能力があるか」を考えて、「加害者が責任を負う」から「金持ちが責任を負う」まで転換している。法律の目的は公平を追求することであるが、不法行為の本質特徴または法律と道徳との区別を無視し、「公平」を「弱者が受けた損害責任を金持ちに負わせる」ことと解するならば、その結果は、法治の基本的な原則と趣旨にも違反することになる。

5 物件損害責任に属しない内容を「物件損害責任」の条文に置いて定める

「不法行為責任法」第 11 章は、「建築物、工作物またはその他の施設が倒壊する」こと、「堆積物が倒壊する」こと、「公共道路に通行妨害の物品を堆積し、倒置し、散乱させる」こと、「公園、果樹園等の樹木の折断」などいろいろな場合に他人に損害を加えた不法行為責任を「物件損害責任」として規定している。日本民法は土地の工作物の設置、管理及び竹木の栽植、支持などについてだいたい同じ責任を規定している。

物件損害責任（物に係る損害責任）は、建築物、工作物またはその他の施設およびこれに設置され、またはこれに繋留された物において瑕疵があり、その瑕疵によって他人に損害を生じさせた場合に、その建築物、工作物の所有者、管理者、または使用者に課した特殊の民事責任である。物件損害責任の特徴として、他人に損害を加えた加害行為は純粹的な不作為である。

しかし、「不法行為責任法」第 87 条が規定している損害を引き起こす物品は二種類で、建築物の中から放擲された物品と建築物から墜落した物品である。この二種類の物品が損害を引き起こすとき加害行為の法律性質は異なる。

建築物から墜落した物品が他人に損害を加えた場合の加害行為の本質特徴は、誰かが物品の墜落することを利用して他人に損害を加えたことではなく、所有者、管理者、または使用者はその建築物または墜落した物品について保存、保養または管理など注意義務を尽くさないことが原因で建築物の瑕疵により他人に損害を加えたことである。この場合の不法行為責任は物件損害責任に属する。

しかし、建築物の中から放擲された物品が他人に損害を加えた場合に、加害の直接的な標的は物品であるが、加害の根本的な原因は加害者の放擲した行為、即ち、加害者は物品を通じて他人に損害を加えたことである。この場合の加害行為は作為行為であるので、その損害責任は物件損害責任の本質特徴に符合せず、物件損害責任に属していない。だから、「不法行為責任法」はこのような責任を第十一章「物件損害責任」の中に置いて定めることはあまり適切ではないと考える。

6 第 85 条との矛盾はないか

前に述べたように、「不法行為責任法」第 87 条は二種類の物品が損害を引き起こすときの補償義務を規定している。

実は、建築物から墜落した物品により他人に損害を加えたとき、賠償責任の判断基準は、「不法行為責任法」第 85 条が明文で規定している。当条は

「建築物、工作物またはその他の施設およびこれに設置され、またはこれに繋留された物が脱落、または墜落したことにより、他人に損害を加えたときは、所有者、管理者、または使用者は自己に過失がないことを証明できない限り、不法行為責任を負う。所有者、管理者、または使用者は賠償のあとに、他の責任者が存在する場合には、その他の責任者に対し求償権を有する」と定める。こうすると、建築物から墜落した物品により他人に損害を加えた場合に、第 85 条によれば、所有者、管理者、または使用者は不法行為責任を負うが、第 87 条によれば、使用者が被害者の損害を補償する。「不法行為責任法」は、同一の加害行為について異なる責任者または異なる責任（義務）方式を定めて、第 85 条と第 87 条二つの条文の間に矛盾を引き起こすことになり、あまり適切ではないと考える。

7 加害者の範囲を主観的に認定する

「不法行為責任法」第 87 条は「自己が不法行為者ではないことを証明できない」使用者を「可能な加害者」と認定して補償義務を押し付ける。しかし、真正の加害者は必ずしも建築物の使用者の中に存在するわけではない。

「不法行為責任法」第 87 条の「使用者」は、一般的に「建築物に住む所有者」と「建築物の所有者から有料または無料で借りる使用者」と理解するが、実はこのような「使用者」以外にもいろいろな臨時使用者が存在している。例えば、建築物に住む友人を訪れるお客さんとか、速達郵便の配達員とか、電気または水道のメーターの数字を点検する電気会社または水道会社の職員とか、建築物の施設を修理する被用者とか、物を盗む泥棒すら含むさまざまな人が、たまに建築物に入った後、物品を投げて実際の加害者になる可能性を否定することはできない。以上の場合に、真正的な加害者は「不法行為責任法」第 87 条が規定する可能な加害者の範囲内には存在しない。そうすれば、可能な加害者の範囲を認定することは無意義だと思う。「不法行為責任法」第 87 条は、建築物の使用者の中で加害者を含むかどうか分からないまま、使用者を「可能な加害者」と主観的に認定して、補償義務を無理

に押し付けて、その結果、恐らく国民から法律について信頼を得ることまたは司法裁判について共感を得ることは困難かもしれない。

三 私見

「不法行為責任法」第 87 条が規定している損害を引き起こす物品は二種類で、建築物の中から放擲された物品と建築物から墜落した物品である。この二種類の物品が損害を引き起こすとき、加害行為の法的性質は異なるから、損害事件の解決も異なる方法を採用するべきである。特に、建築物の中から放擲された物品により損害を受けた被害者について、具体的な不法行為者が確定し難いときは、不法行為制度以外の方法を通して救済を受けることが適切だと思う。

1 建築物から墜落した物品により加えた損害

建築物から墜落した物品により他人に損害を加えたときの不法行為責任は、主に「物件損害責任」に属する。この責任について、「不法行為責任法」第 85 条は明確な条文を規定している。第 87 条によると、所有者、管理者、または使用者は自己に過失がないことを証明できない限り、不法行為責任を負う。所有者、管理者、または使用者は賠償をしたあとに、他の責任者が存在する場合には、その他の責任者に対し求償権を有する。だから、「不法行為責任法」第 85 条が存在しているとき、第 87 条はこれについて再び規定する必要がない。

注意すべきことは、ここの「管理者」は「建築物の管理者」と理解することができるが、ここの「所有者と使用者」は「建築物のすべての所有者と使用者」ではなく、「損害を引き起こす物品に関連する区分所有建物の専有部分の所有者と使用者」と理解すべきである。損害を引き起こす物品が区分所有建物の全体共有部分に関連するときのみに、「所有者と使用者」は「建築物のすべての所有者と使用者」と理解することができる。そして、建築物か

ら墜落した物品により他人に損害を加えたとき、「損害を引き起こす物品に関連する区分所有建物の専有部分の所有者と使用者」が確定しなければ、建物のほかの専有部分の所有者と使用者は不法行為責任を負うべきではなく、建物の管理者が、自己に過失がないことを証明できない限り、不法行為責任を負う。

ちなみに、「不法行為責任法」第 85 条の条文は簡単すぎるので、いっそう充実する必要がある。当該条文によると、「所有者、管理者、または使用者」が法定の責任者であるが、その間において責任を負担する順番が明確でない。日本民法第 717 条は「土地工作物の占有者・所有者の責任」を規定している。この条によって、工作物責任の責任者は第一次的には占有者である。占有者には免責事由が認められており、免責された場合に第二次的に所有者が賠償責任（無過失責任）を負担することになる。即ち、所有者は、占有者が免責されたときまたは占有者と所有者が同一人であるときには、賠償責任を負う。中国「不法行為責任法」第 85 条は、日本民法第 717 条の条文に倣って、「建築物の所有者、管理者、または使用者」について、責任の負担順番を明確に定めるのが望ましい。

2 建築物の中から放擲された物品により加えた損害

建築物の中から放擲された物品により他人に損害を加えたときの不法行為責任は、「物件損害責任」に属しないけれども、責任を判断することはそれほど難しくない。加害行為の性質または加害者が確定できるかどうかによって責任を判断することができる。

本文のはじめに引用した二つの判例では、被害者の重傷または死亡の結果が発生した。このような重大な結果を起こす原因は加害者の「建築物の中から物品を放擲した」行為と認定すれば、この加害行為は単純な民事法の不法行為であるだけでなく、刑事法の犯罪行為も成立するかもしれない。

加害行為が同時に犯罪行為の容疑にかかるとき、被害者（被害者が亡くなったときは被害者の親族）は加害者に対して賠償責任を追及するために、刑

事付帯民事訴訟を提出することができるし、刑事裁判が終わった後に単独で民事訴訟を提出することもできる。加害行為が犯罪行為の容疑がかかってないとき、被害者が直接に民事訴訟を提出し、加害者に対して不法行為責任を追及することができる。この場合に、一般の不法行為責任規則は加害者責任を追及することについては充分であるから、特別の規則を制定する必要性はない。

同時に、建築物の中から放擲された物品により他人に損害を加えたとき、加害者の放擲した行為は損害の基本原因であるけれども、管理者が注意義務を尽くさなかったことも無視してはならない原因である。管理者は建築物の所有者または使用者から管理費用を受け取って、管理場所について安全保障義務を負わなければならない。「不法行為責任法」第 37 条は、「ホテル、デパート、銀行、駅、娯楽施設などの公衆施設を管理する者、または多数の来客を想定する活動を組織する者が、安全保障義務を怠り、他人に損害を生じたときは、不法行為責任を負う。第三者の行為により他人に損害を生じたときは、当該第三者が不法行為責任を負う。管理者または組織者が、安全保障義務を怠っていたときには、過失の程度に応じて補充的責任を負う」と定める。だから、「不法行為責任法」第 37 条によって、被害者は加害者と管理者と一緒に訴えることができる。加害者は主な不法行為責任を負うが、管理者は安全保障義務を怠っていたときに補充的責任を負う。加害者が確定できない場合、被害者は単独で建築物の管理者を訴えることができる。しかし、具体的な不法行為者が確定し難く、かつ、管理者に過失が存在しない場合に、被害者または被害者の親族が不法行為制度を通じて救済を受けることはなかなか難しい。

3 被害者の救済

最近では、従来の民法学が損害填補を主たる目的とした制度として不法行為制度を捉えている点に対して疑義を示す見解があらわれている。この見解によって、不法行為制度の主要目的が加害行為の抑止にあると説くもので、

損害填補は、不法行為以外の制度（私的保険制度・社会保障制度）に第一義的に担わせるのが適切であるということになる。⁽¹⁰⁾

実は、損害を受けた被害者が救済を受けない状況は珍しくない。前に述べたように、建築物の中から放擲された物品により損害を受けた被害者は、加害者を見つけられなかったときは、救済を受けられないことになるけれども、加害者が賠償能力を有しないならば、加害者をたとえ見つけても、救済をやはりもらえないことになる。そうしてみると、全ての不法行為、違約行為または犯罪行為により損害を受けた一方は、加害者が賠償能力を有しないならば、救済を受けられないことになる。

日本の被害者救済制度から見れば、「被害者補償制度は、従来からとくに人身事故を中心に議論されることが多かった。しかし、この制度の創設をまつまでもなく、現在でも人身事故の被害者は不法行為の相手方である加害者のほかに、各種の社会保障制度からも一定範囲の救済を受けることができるし、被害者自身が自衛策としてあらかじめ生命保険や傷害保険のような私保険を利用していれば、保険金の給付を通じて被害者の不利益が回復されることになる。」⁽¹¹⁾

被害者の損害を填補するために、日本では公的補償制度が導入された。国は被害者等に給付金を支給して被害者の当該損害について補償責任を負う。「公害健康被害補償法」、「犯罪被害者等給付金支給法」、「農業災害補償法」、「災害弔慰金支給法」などいろいろな制度であって、被害者の損害が不法行為のよって生じた場合もあれば、事故または天災地変によって発生した場合もありうる。

近来、ある学者は「総合救済システム」を提案した。これは、現行の人身被害を救済するための不法行為を中心とする複合的な制度に代えて、人身被

(10) 潮見佳男『不法行為法』（第 2 版）（2009 年、信山社）47 頁。

(11) 藤岡康弘など『民法Ⅳ債権各論』（第 3 版）（2005 年、有斐閣）211 頁。

害をこうむった者に対し補償給付をするための「総合救済システム基金」を提案する。総合救済システムは、救済が基本的には基金によって行なわれる社会的集団責任を基礎とする社会保障的救済システムである。この総合救済システムは、救済の確実性、迅速性、一律公平性、効率性、社会保障的性格という 5 つの特徴を有している。⁽¹²⁾

だから、私的保険制度を通じて自己に対する一層の保障を増やすことは普通の人についても悪くない選択かもしれない。同時に、救済を受けない被害者について、国家または社会团体は一定の責任を負うべきである。そうすれば、安全な社会保障制度を打ち立てて、被害者の損害をある程度に填補することによって、社会的公平を真正に実現することは適切な道である。

四 むすび

中国「不法行為責任法」第 87 条は、補償義務を建築物の使用者に無理に押し付けること、証明責任の転換は適当でないこと、自己責任原則に違反すると同時に代位責任の部類に入れることができないこと、不法行為法の救済機能を濫用すること、物件損害責任に属しない内容を「物件損害責任」の条文に置いて定めること、第 85 条との矛盾を引き起こすこと、可能な加害者の範囲を主観的に認定することなど、いろいろな問題点があるので、再検討するべきだと考える。

「不法行為責任法」第 87 条の内容から見ると、建築物から墜落した物品により加えた損害について、「不法行為責任法」第 85 条は既に規定しているから、この条文は再び規定する必要がない。建築物の中から放擲された物品により加えた損害について、被害者は、一般の不法行為責任規則によって加

(12) 加藤雅信『事務管理・不当利得・不法行為』（第 2 版）（2005 年、有斐閣）400 頁、404 頁。

害者の責任を追及することができるし、加害者の加害責任と管理者の過失責任を一緒に追及することができる。加害者が確定し難い場合に、建築物の管理者が安全保障義務を怠っていたときには、「不法行為責任法」第 37 条によって管理者の過失責任を追及することができる。被害者は不法行為制度を通じて救済を受けることは難しいとき、「不法行為責任法」で非加害者としての使用者に補償義務を規定することの代わりに、不法行為以外の制度（私的保険制度・社会保障制度）によって被害者の損害を填補することが適切である。よって、将来「不法行為責任法」が改正される場合に、第 87 条を削除することを提案する。

参考文献（本文で引用したものを除く）：

1. 浅野直人・林中孝「中華人民共和国侵權責任（不法行為責任）法について」福岡大学『法学論叢』（2010 年）55 卷 1 号
2. 加藤雅信・森脇章「中国不法行為法（侵權責任法）の制定と中国民法の動向」『法律時報』（2010 年）82 卷 2 号
3. 近江幸治『民法講義Ⅵ事務管理・不当利得・不法行為』（2004 年、成文堂）
4. 張新宝『侵權責任法立法研究』（2009 年、中国人民大学出版社）
5. 王利明『侵權責任法研究』（2004 年、中国人民大学出版社）